

6月 こどもの 自転車事故 最多

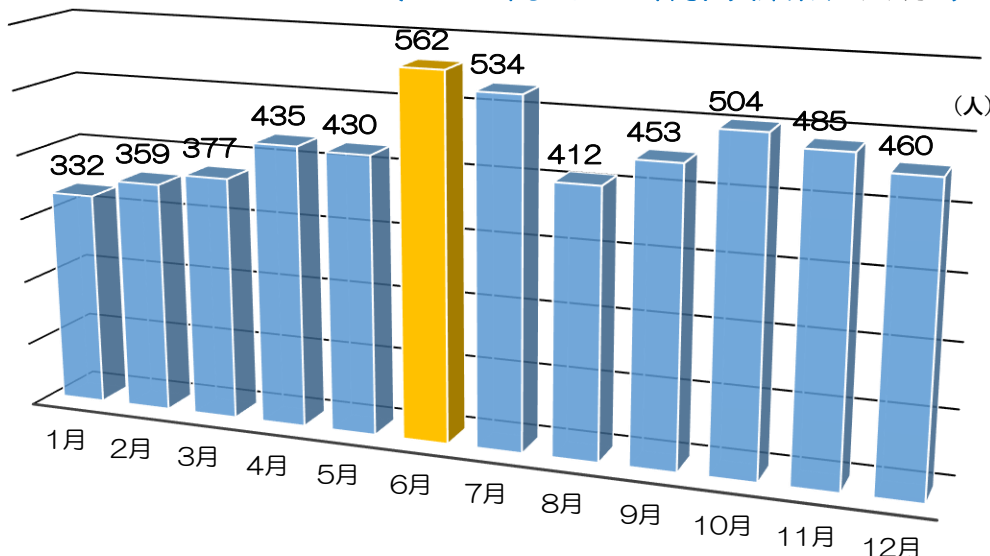


過去5年間の県内統計で、こどもの自転車による人身交通事故が、6月に最多となることが分かっています。

4月から通学等で使い始め、慣れた時期に運転がおろそかになっている可能性があります。これを機会に、ご家庭などで話し合ってください。

こども※1の自転車による交通事故死傷者数

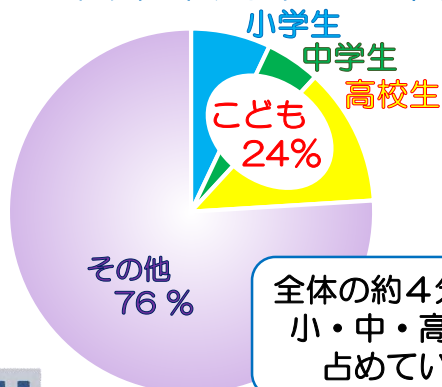
(2023年までの5年間、兵庫県下 以下同じ)



※1 ここでいう「こども」は、小・中・高校生です。

※2 小・中・高校生が第一当事者となった事故

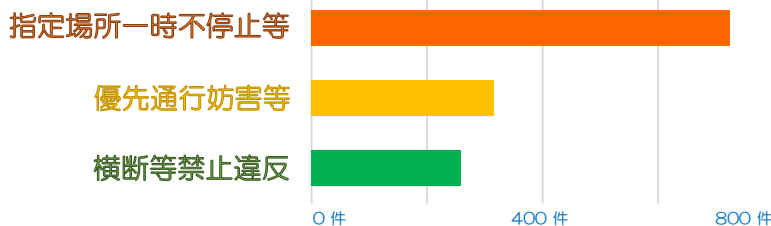
自転車乗用中の死傷者数 ※1



全体の約4分の1を小・中・高校生が占めています

自転車事故原因(小・中・高)

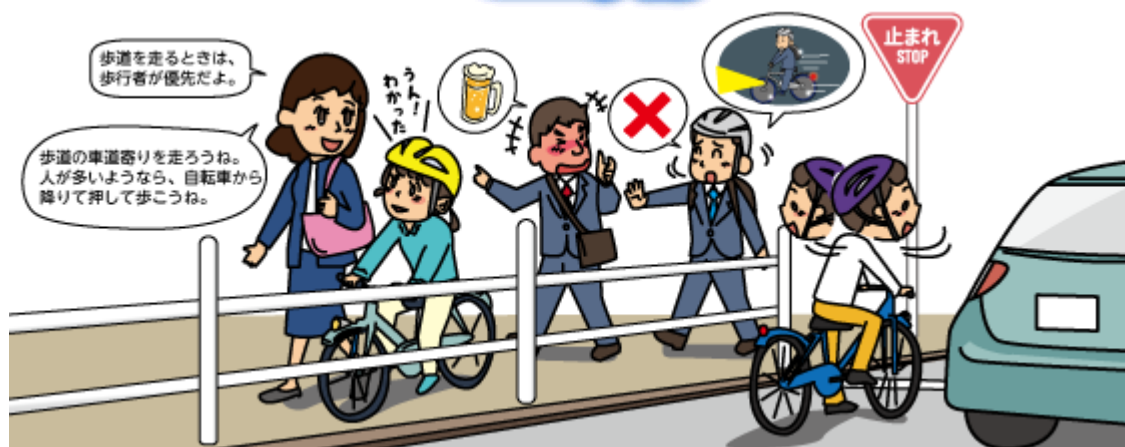
トップ3 ※1, 2



一時停止の標識のある交差点では、自転車も必ず「一時停止」してください



自転車安全利用 **五則** を守ろう！



1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

自転車は車の仲間なので、車道を走らなくてはなりません。
車道の左側を走りましょう。
ただし、例外として、歩道を走ってもいい場合があります。

例外

- この標識があるとき



標識がないときでも

- 13歳未満のこども
- 70歳以上の方
- 身体の不自由な方
- 車道を通ると危ないとき

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

「止まれ」の標識や、道路に「止まれ」と書いてある場所では、必ず止まって左右の安全確認をしましょう。
標識などがなくても、見通しの悪い場所では、徐行して左右の安全確認をしましょう。

3 夜間はライトを点灯

ライトを点灯すると、前方の様子が分かるだけでなく、他の車などにあなたの存在を知らせることになるので安全です。

4 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間です。
お酒を飲んだら絶対に乗ってはいけませんし、こどもはお酒
を飲んではいけません。

5 ヘルメットを着用

2023年4月から、全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。ヘルメットはあなたの頭部を守ってくれるアイテムです。自転車に乗っていて事故にあり、死亡した人の半数以上が、頭部に致命傷を負っていました（2011～2023年・兵庫県内統計）。ヘルメットをかぶり、大事な命を守りましょう。



乗車用 **ヘルメット** を着用しよう

1 全ての自転車利用者に、ヘルメット着用が努力義務化

2 安全が確認されたマーク表示のあるヘルメットを使用



JISマーク



SGマーク



JCF公認マーク



JCF推奨マーク

CEマーク（EN1078）、
CPSCマークなど、他にも
安全基準が存在します

兵庫県警察本部 交通部 交通企画課